8災37号

その他市道 下道線 道路災害復旧工事

特 記 仕 様 書

令和8年11月

横手市 建設部

建 設 課

第1章　総 則

1－1　適用範囲

この特記仕様書の適用範囲は、「8災37号　その他市道 下道線 道路災害復旧工事」に適用する。

1－2　共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「横手市制定　土木工事共通仕様書（R8.1.1適用）」に基づき実施しなければならない。

1－3　週休2日制工事の対象

本工事は横手市週休2日制工事（完全週休2日（土日）である。

請負者は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。

週休2日制工事の実施については「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する運用」に基づいて実施するものとする。

第2章　設計変更に伴う契約変更と取り扱い

2－1　設計数量

施工前に現場における道路構造物の劣化状況を計測等により調査し、その結果、一連の区間・箇所を施工することで適正に道路構造物の補修が図られる場合、以下の2，3，4により監督職員と協議を実施し設計変更の対象とできるものとする。

2－2　設計変更の手続き

土木工事に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員（総括監督員を置かない場合は主任監督員）がその変更内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、「工事打合簿」により監督職員を通じて行うものとする。ただし、変更内容が極めて軽微なものは、監督職員ができるものとする。

2－3　設計変更に伴う契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事であっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。

2－4　軽微な変更

前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次に揚げるもの以外のものをいう。

1）構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

2）「工事打合簿」による変更見込額の合計額が当該契約額の30％又は1千万円をこえるもの

第3章　一般事項

3－1　工事関係書類

請負者は、工事完成時に提出する資料について、紙納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合は、電子納品としてもよい。

3－2　段階確認

段階確認は、「秋田県制定　共通仕様書段階確認一覧表（R8.10.1適用）」により指定された工種の他に、下記について行うものとする。

工　　種	細　別	確認時期	確　　認　　項　　目
準備工	丁張	設置完了時	法線等の設計図書との対比
その他	その他		その他、監督職員が指示するもの

第4章　施　工

4－1　指定仮設及び任意仮設

本工事で使用する指定仮設はない。

4－2　事前測量

施工にあたっては、事前測量のうえ計画縦横断図を確認し、監督職員の承諾を得てから施工すること。

第5章　工事用材料

5－1　再生砕石

・使用する再生クラッシャラン（RC-40）の粒度範囲は、舗装再生便覧の『再生クラッシャランの望ましい粒度範囲』の規格に適合するものとする。ただし、RC-80の場合は不要とする。

・請負者は、再生クラッシャランの粒度について、確認できる試験結果または品質を証明する資料を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。なお、試験結果とは、請負者が品質管理の一環として自らの責任と費用負担で行う試験の結果を指す。

・工事に使用する再生クラッシャランは次表のとおりとする。

資　　材	規　格	備　　考
再生砕石	RC-80	裏込材
再生砕石	RC-40	盛土材

5－2　コンクリートブロック

コンクリートブロック積のブロック製品は、「美山河」による河川景観等に配慮するため、「美山-AK」により積算している。これ以外の製品を使用する場合は、同製品と同様の「美山河」の河川環境要件に適合するブロック製品であるとの資料を提出された場合において、河川景観に対する調和および機能性等について評価し判断するので、監督職員の承諾を得ること。

なお、使用するブロック、基礎および天端コンクリートの構造形式による設計(数量)変更は行わないこととする。

第6章　再生資源利用計画

6－1　再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

６－２　受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

６－３　再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

６－４　再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

６－５　建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6-3 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「6-4 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

６－６　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

６－７　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を、監督職員に提出しなければならない。

第7章　その他

７－１　受発注者間の情報共有会議の有無

本工事の施工の難易度を考慮し、設計者、受注者、発注者が一同に会する会議を開催しないものとする。

７－２　熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正工事とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費補正を行う対象工事である。

７－３　定めなき事項

本仕様書に定めなき事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。